

意見募集案件	(仮称)市庁舎多目的室の利用に関する条例及び規則の制定について
担当課	総務部総務課 電話 011-372-3311 内 718

意見募集期間	平成 28 年 12 月 15 日(木)から平成 29 年 1 月 16 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(総務課)及び各出張所 北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 12 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	総務部総務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2903 電子メールアドレス: soumu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の 公表予定時期	市ホームページにて平成 29 年 2 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときは、その内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、北広島市庁舎の多目的室を市の事務及び事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定めるものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 目的や利用時間、休日、使用の申込み、使用料金などを定めます。概要については、別添「(仮称)市庁舎多目的室の利用に関する条例及び規則の制定について」のとおりです。 (3) その案の根拠となる法令等 地方自治法、使用料・手数料の設定基準 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 多目的室を各種会議、研修会、学習・文化活動などに活用いただくことにより、市民の自主的な活動の振興と市有財産の有効利用を図ることができます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 他自治体においても、同様の方法により会議室等の市民利用を許可しています。
対象となる政策等 の原案	(仮称)市庁舎多目的室の利用に関する条例及び規則の制定について
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 29 年 2 月中旬までにご意見を参考として条例案を決定のうえ、平成 29 年第 1 回北広島市議会定例会に条例案を提案し、同年 5 月から施行する予定です。